

中津川市社会教育委員はこうありたい

令和元年 6 月

人育て・地域育て

～平和で幸せな世の中を築くことが大切だと考える人を育てる～

平和で幸せな世の中を築くのは人間です。ですから、平和で幸せな世の中を築くことが大切だと考える人を育てるために、また、そういう人間を育むように支援しあえる地域であるために、私たち社会教育委員は主に次の 4 つの点について、調査研究し、意見を述べ、諸計画を立案します。

- 1 「親子が幸せに育つ」 …… 家庭教育力の向上
- 2 「人とのつながり」 …… 地域力の向上
- 3 「豊かな心、健康な身体」 …… 読書、文化、スポーツ活動の推進
- 4 「地域社会の声」 …… 反映できる仕組みづくり

重点としたい主な事業（※ 委員として行う評価）

- 1 家庭教育学級 学力アッププログラム あったかい言葉かけ県民運動 など
- 2 公民館活動 社会教育団体の育成 など
- 3 図書館の運営 生涯スポーツ 社会教育施設 など
- 4 各種団体、地域、学校からの意見聴取 など

※ 「文化スポーツ部の方針と重点」についての評価

※ 「公民館運営(特に指定管理としている館の運営)」についての評価

法令によると

- 社会教育委員は、社会教育法第 15 条に基づき設置される非常勤の特別職公務員である
- 任務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言すること
- 主な職務は
 - ① 社会教育に関する諸計画を立案すること
 - ② 教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること
 - ③ 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと

社会教育委員は、上記だけでなく、今日的には次のような役割が考えられる。

- 地域・行政・学校などとの仲介役
- それぞれの立場から行政や関係者への働きかけ
- 行政・団体・学校・地域などとの協働
- 学習支援の企画・立案
- 新しい形態の学校づくりへの提言(コミュニティースクール)
- 指定管理制度導入にかかわるアイディアの提案 など

(国立教育政策研究所編 社会教育委員の今日的意義 蛭田道春より)